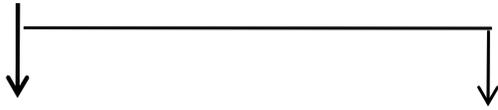


行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	国立高度専門医療センターの管理事務に必要な経費	事業開始年度	平成16年度	作成責任者		
担当部局庁	医政局	担当課室	政策医療課	課長 池永 敏康		
会計区分	特別会計	上位政策	-			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)附則第67条 ・厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)第16条	関係する計画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国立高度専門医療センターが、我が国における死亡数、患者数、医療費のいずれをとっても最も大きな割合を占める、がん、脳卒中、心臓病など、その制圧が国民的願望となっている疾病について、高度先駆的医療等の実施、病因・病態の解明、診断、治療法の開発・研究、医療従事者の研修などを円滑に行う。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国立高度専門医療センターの円滑な運営を図るための管理に必要な経費					
実施状況	平成21年度 国立高度専門医療センター 6センター ・国立がんセンター ・国立国際医療センター ・国立循環器病センター ・国立成育医療センター ・国立精神・神経センター ・国立長寿医療センター					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	470	609	803	-	-
	執行額	427	479	624		
	執行率	90.9%	78.7%	77.7%		
	総事業費(執行ベース)	427	479	624		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	年度当初に月別の年間執行計画を作成し、適宜見直しを行うとともに、予算の執行は全て厚生労働本省で直接行い、全ての支出先を把握している。				
	見直しの余地	平成21年度限りの経費				
予算監視の所見率化	平成22年度より国立高度専門医療センターが独立行政法人化したことに伴い廃止している。					
補記	国立高度専門医療センター特別会計は平成21年度末をもって廃止され、国立高度専門医療センターは平成22年4月1日より独立行政法人へ移行した。					

厚生労働省 624百万円



A
厚生労働本省 443百万円

B
財務省 180百万円

〔国立高度専門医療センターの管理事務に必要な経費〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.厚生労働省			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物件費	システム経費等	443			
計		443	計		0
B.財務省			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
物件費	システム経費	180			
計		180	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0